

<資料>自動車製造事業法逐条説明

宇田川, 勝

(出版者 / Publisher)

法政大学経営学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

The Hosei journal of business / 経営志林

(巻 / Volume)

39

(号 / Number)

4

(開始ページ / Start Page)

195

(終了ページ / End Page)

209

(発行年 / Year)

2003-01-30

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00003491>

「自動車製造事業法逐条説明」

宇田川 勝

はじめに

1936年5月に公布された自動車製造事業法は戦前期の自動車産業政策の帰結であり、その後の日本自動車産業の形成と発展に大きな影響を与えた。

多くの研究や文献が自動車製造事業法について考察を試みているが、今日、同法の「評価」「意義」が定まっているとは言い難い。たとえば、長島修氏は、自動車製造事業法の意義については、①「日本フォードの進出阻止という視点」、②日本フォードの「大陸市場での展開を封じ込めるという観点」、③「ダットサン小型車の発展を阻止したという側面」、④「外資の価格競争を排除した側面」、の4点を中心に議論されているとしている¹⁾。さらに最近の自動車産業史研究では、自動車製造事業法の「大衆車工業」に与えた影響を消極的に評価する傾向が強いという²⁾、指摘もなされている。

本稿の目的は自動車製造事業法の「評価」や「意義」について検討を加えるものではなく、今後の同法についての研究深化の素材となる基本史料を紹介することにある。

自動車製造事業法の制定と施行に至る過程については、すでに多くの研究・文献で明らかにされており、自動車製造事業法制定の基本方針となった「自動車工業法要綱」(1935年8月9日閣議決定)、「自動車製造事業法」(1936年5月29日公布)、同法「施行令」(1936年7月10日公布)、同法「施行規則」(1936年7月10日告示)などの条文も既存文献で掲出されている³⁾。

自動車製造事業法の主務官庁である商工省は同法案の第69回帝国議会への上程に合わせて、工務局で「自動車製造事業逐条説明」と「自動車製造事業法案二関スル質問予想事項」を作成していた。また、同法案の事実上の共同上程者である陸軍省は整備局動員課に13項目からなる「自動車二関スル議会説明資料」を作らせていた⁴⁾。

このうち、本誌では「自動車製造事業法逐条説明」を同法案の上程理由と合わせて紹介し、別誌⁵⁾で「自動車製造事業法案二関スル質問予想事項」と「自動車二関スル議会説明資料」を見ることにする。そして、最後に議会での質疑応答と、商工省と自動車製造事業法の許可会社となる豊田自動織機製作所、日産自動車による同法施行令、細則規則の公布・告示に向けてのすり合せ作業について若干検討する。

史料紹介

〔史料-1〕

小川郷太郎商工大臣の自動車製造事業法案提案説明(1936年5月11日、衆議院)⁶⁾

只今上程ニナリマシタ自動車製造事業法ノ提案ノ理由ヲ説明致シマス、自動車製造事業ハ国防上緊要缺クベカラザル事業デアリマスル共ニ、所謂基礎工業ノトシテ産業上モ亦最モ重要ナル地位ヲ占メ、之ガ發達ノ如何ハ我国国防上竝ニ産業上極メテ重大ナル影響ヲ有スル次第デアリマス、然ルニ此事業ハ未ダ本邦ニ於キマシテ其確立ヲ見ルニ至ラザルノ状態デアリマシテ是ガ確立ノ必要ハ夙ニ痛感セラレテ来タノデアリマスガ、特ニ最近ニ於ケル内外諸般ノ情勢ハ、国防ノ整備及ビ産業ノ發達ヲ図ル上ニ於キ

マシテ、斯業ノ本格的確立ヲ急務ト為スニ至ツタノデアリマス、惟フニ自動車製造事業ノ本格的確立ノ根本方策ハ、斯業ヲ大量生産ノ基礎ノ上ニ確立スルコトニ在ルノデアリマシテ、随テ是ガ為ニハ一般ニ最モ需要多キ、所謂大衆向自動車ノ製造事業ノ確立ヲ図ラネバナラナイノデアリマス、然ルニ我国ニ於キマシテハ既ニ自動車ノ部分品工業及ビ小規模ノ自動車工業ハ、或ル程度ニ発達シ来リマシテ、大量生産ノ基礎ノ上ニ立ツ自動車製造事業モ亦漸ク発達ノ緒ニ就イタノデアリマスガ、未ダ幼稚ナ状態ニ在ルノデアリマシテ、自動車ノ大部分ハ外国製ノ部分品ヲ組立テル外国系会社ノ供給ニ俟ツノ外ナキ現状ニ在ルノデアリマス、仍テ政府ニ於キマシテハ、慎重ニ諸般ノ研究調査ヲ遂ゲマシテ、昨昭和10年ノ夏、大衆向自動車ノ製造事業ノ確立ニ関スル根本方策ヲ決定シ、之ヲ公ニ致シタル次第デアリマス、今回提案致シマシタル自動車製造事業法案ハ右ノ根本方策ヲ骨子トシ、其後ニ於ケル事業ノ推移及ビ内外各般ノ情勢ノ変化等ヲモ十分考慮致シマシテ、立案致シタノデアリマシテ、本邦自動車製造事業ノ確立発展ヲ図ル上ニ於テ、極メテ重要且ツ緊切ナルモノデアルト考ヘルノデアリマス、而シテ本法律案ノ大要ハ、先ヅ大量生産ヲ基調トスル自動車製造事業ハ需給関係等ヲ考慮致シマシテ、之ヲ政府ノ許可事業ト致シマシテ、予メ企業ノ乱立ヲ防止シ、以テ大量生産ノ基礎ヲ維持スルニ努ムルコト、許可ヲ受ケタル事業ニ封シテハ国防上並ニ産業上ノ見地ヨリ、適当ナル助成並ニ必要ナル統制ヲ行フコト及ビ内外ニ於ケル諸般ノ情勢ト斯業ノ国防上並ニ産業上ニ於ケル重要性トニ鑑ミ、斯業ノ確立ヲ確保スル為メ、必要アル場合ニ於テハ、輸入ノ制限又ハ関税ノ増課ヲ為シ得ルノ途ヲ設ケタルコト等デアリマス、何卒十分御審議ノ上御協賛アラントヲ希望致シマス

〔史料-2〕

自動車製造事業法逐条説明

第1条 本法ハ国防ノ整備及産業ノ発達ヲ期スル為帝國ニ於ケル自動車製造業ノ確立ヲ図ルコトヲ目的トス

(1) 説明

本条ハ本法ノ立法趣旨ヲ明カニシタルモノナリ。即チ自動車製造事業ハ近時軍備ノ機械化ノ必要ニ伴ヒ益々其ノ緊要度ヲ増大、国防上最重要ナル意義ヲ有スルト共ニ、斯業ハ亦機械工業ノミナラズ一般工業ノ基礎ヲ為ス工業トシテ産業上、交通上最重要ナル地位ヲ占メ之ガ発達ノ如何ハ我国工業ノ振興上極メテ重大ナル影響ヲ有スルモノナル処、本邦ニ於テハ未ダ斯業ノ確立ヲ見ザルノ現状ニ在ルヲ以テ国防ノ整備及産業ノ発達ヲ期センガ為本法ニ依リ其ノ本格的確立ヲ図ラントスルモノナリ。尚本法ニ依リ確立ヲ期セントスル対象タル自動車製造事業ハ大量生産ヲ基礎トスル本格的規模ノ斯業ニシテ右事業ノ範囲ハ本法第2条及第3条ニ於テ規定セララル所ナリ。

(2) 類似立法例

法律ニ於テ其ノ立法趣旨ヲ明カニシタルモノノ例一農村負債整理組合法第1条及第10条、日本製鉄株式会社法第1条、重要肥料業統制法案第1条等。

第2条 本法ニ於テ自動車製造事業ト称スルハ命令ヲ以テ定ムル自動車又ハ自動車部分品ノ組立又ハ製造ヲ為ス事業ヲ言フ

(1) 説明

本条ハ本法ノ適用ヲ受クル自動車製造事業ノ定義ヲ明ニシタルモノナリ。即チ本法ニ於テ自動車製造事業ト称スルハ次ノ各号ノ何レカニ該当スルモノナリ。

- (イ) 命令ヲ以テ定ムル自動車又ハ自動車部分品ノ組立ヲ為ス事業
- (ロ) 命令ヲ以テ定ムル自動車又ハ自動車部分品ノ製造ヲ為ス事業

(2) 命令ヲ以テ規定スベキ事項

自動車製造事業ニ於テ組立又ハ製造スル「自動車又ハ自動車部分品」ノ何タルヤニ付テハ本条ニ於テハ之ヲ命令ニ委任シタルモ、右ハ本法定定ノ趣旨ガ国防上並ニ産業上ノ要求ニ基キ大量生産ヲ基礎トスル斯業ノ確立ニ在ル点ヨリシテ、大体大衆向自動車及其ノ主要部分品（自動車ト密接不可分ノ關係ニ在ル重要部分品）ヲ考慮シテ其ノ範囲ヲ指定スルコトトナルベシ。

第3条 自動車製造事業ヲ営ムントスル者ハ政府ノ許可ヲ受クベシ但シ其ノ組立又ハ製造ヲ為ス自動車又ハ自動車部分品ノ数量ガ命令ヲ以テ定ムル数量ニ達セザルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
政府ハ自動車又ハ自動車部分品ノ需要供給ヲ參酌シ自動車製造事業確立上支障ナシト認メタル場合ニ非ザレバ前項ノ許可ヲ為スコトヲ得ズ

(1) 説明

本条ハ自動車製造事業ヲ政府ノ許可事業ト為シタル規定ナリ。而シテ許可事業ト為シタル理由ハ

- (イ) 本法定定ノ趣旨ニ鑑ミ大量生産ノ基礎ヲ維持スル必要上企業ノ乱立ヲ防止スル必要アルコト
- (ロ) 斯業ノ国防上並ニ産業上ノ重要性ニ鑑ミ事業者ノ資格ヲ制限スル必要アルコト（特ニ国防上ノ要求大ナリ第4条ノ説明参照）ニ由ル。

而シテ本法ノ目的ガ大量生産ヲ基礎トスル斯業ノ確立ニアル点ヨリ見テ、自動車製造事業者ニシテ其ノ組立又ハ製造ヲ為ス自動車又ハ自動車部分品ノ数量ガ一定ノ数量ニ達セザルモノニ付テハ政府ノ許可ヲ要セザルモノトシ本法ニ依ル助成監督ノ埒外ニ置キタリ（第1項但書）。而シテ右許可ヲ要セザル事業ヲ製造数量ニ依リ差別シ製造能力ニ依リ差別セザリシハ能力ニ依ルトキハ組立事業ノ如キ製造設備等ヨリ之ヲ判定スルコト困難ナルガ故ナリ。

尚

- (イ) 本条ノ許可ハ自動車製造事業ノ統制發達ヲ図ルノ積極的目的ヲ有スルモノニシテ単ニ警察処分ノ如ク事業ノ取締ヲ行フ消極的目的ヲ有スルモノニ非ズ。
- (ロ) 製造数量ガ第1項但書ノ一定数量以上ナルコトハ許可ヲ受クベキ条件ニシテ継続の条件ニ非ズ、許可ヲ受ケタル者ノ製造数量ガ右一定数量ニ達セザルニ至リタルトキハ政府ハ第19条ノ規定ニ依リ許可ヲ取消スコトヲ得ベシ。
- (ハ) 本法ヲ外地ニ施行シタル場合ニ於テハ第3条第1項但書ノ数量以上ナルカ否カハ内地、外地ヲ通算シテ之ヲ決スルモノトス。

本条第2項ハ字句ノ上ヨリ見レバ恰モ行政官庁ノ権限ヲ制限シタルカノ觀アルモ、實質上ハ事業許可ノ方針ヲ明カニシタルモノニシテ本方針ハ許可制度ノ運用上重大ナル關係ヲ有スルヲ以テ特ニ法律ヲ以テ規定シタルモノニ外ナラズ、之ニ依リ自動車等ノ需給状態ヲ參酌シ大量生産ノ基礎ヲ維持スル様許可制度ヲ運用セントスルモノナリ。

(2) 命令ヲ以テ規定スベキ事項

第1項但書ノ数量ハ所謂大量生産ノ經濟的單位、自動車ノ需要数量其ノ他一般經濟上ノ諸事情ヲ考慮シ決定スルモノトス。

(3) 其ノ他注意スベキ事項

- (イ) 政府ガ本条ノ許可ヲ為スニ当リテハ自動車製造事業委員会ノ議ヲ經ルコトヲ要ス（第18条）。
- (ロ) 本条ニ違反シテ自動車製造事業ヲ営ミタル者ニハ罰則アリ（第20条）。

(4) 類似立法例

(イ) 許可事業ノ立法例—石油業法第1条、自動車交通事業法第4条及第18条、地方鉄道法第12条、電気事業法第3条、瓦斯事業法第3条、製糸業法第2条、取引所法第1条、中央卸売市場法第2条、銀行法第2条、保険業法第1条其ノ他略。

尚外国ニ於テ自動車工業ニ付許可制度ヲ採用スルモノト認メラルル国ニ伊太利及チェコスロヴァ

キアアリ。

(ロ) 第2項ニ関スル類似立法例—石油業法施行令第3条。

第4条 前条ノ許可ヲ受ケルコトヲ得ベキ者ハ帝国法例ニ依リ設立シタル株式会社ニシテ其ノ株主ノ半数以上、取締役ノ半数以上、資本ノ半額以上及議決権ノ過半数ガ帝国臣民又ハ帝国法令ニ依リ設定シタル法人ニ属スルモノニ限ル

前項ノ法人ハ其ノ社員、株主若ハ業務ヲ執行スル役員ノ半数以上又ハ資本ノ半額以上若ハ議決権ノ過半数ガ外国人又ハ外国法人ニ属セザルモノナルコトヲ要ス

前条ノ許可ヲ受ケタル者前2項ノ規定ニ該当セザルニ至リタルトキハ許可ハ其ノ効力ヲ失フ

(1) 説明

本条ハ前条ニ依リ自動車製造事業ノ許可ヲ受ケ得ル者ノ資格ヲ制限シ企業ノ支配権ガ日本人ノ手ニ在リト認メラルル株式会社ニ対シテノミ事業ヲ許可スルコトト為シタルモノニシテ、其ノ理由ハ事業ノ国防上並ニ産業ノ重要性ニ基クモノナリ。

而シテ特ニ許可ヲ受ケ得ル者ノ資格ヲ株式会社ト為シタルハ事業ガ實際上最初ヨリ大資本ヲ要スル点ヲ考慮シテ資本ノ吸収ニ便ナラシメ又免税等ノ際ニ特ニ会計ニ関スル事務ヲ判然タラシムルニ資セント為シタルニ由ルモノナリ。尚企業ノ支配権ヲ日本人ノ手ニ在ラシムル為ニハ普通ノ立法例ニテハ第1項ノ如キ規定アルノミナルモ、本条ニ於テハ特ニ事業ノ重要性並ニ脱法ノ虞アルニ鑑ミ第2項ヲ設ケ其ノ資格ヲ嚴重ニセリ。

尚許可ヲ受ケルコトヲ得ベキ者ノ資格ニ関スル制限ハ特ニ重大ナルヲ以テ許可ヲ与フル場合ニ於テノミ考慮セラルルニ止ラズ、(誤ツテ許可シタル場合ノ許可ガ無効ナルコト勿論ナリ)一度許可ヲ受ケタル者ガ許可後右ニ抵触スルニ至リタルトキハ許可ハ当然其ノ効力ヲ失フモノト為セリ(第3項)。而シテ右失効ノ際ハ直ニ官報ニ於テ之ヲ公告スルモノトス。

本条ハ外国人ノ権利ヲ制限シタルモノトシテ通商条約ニ違反セザルヤノ問題アルモ、右ニ関シテハ別冊「自動車製造事業ニ関スル質問予想事項」第3、1、(イ)(17頁)参照。

(2) 類似立法例

外国人土地法第2条、日本製鉄株式会社法第3条、日本無線電信株式会社法第5条、日本国及ソヴェエト社会主義共和国連邦間ノ条約ニ基ク利権契約ニ依リ北樺太ニ於テ石油又ハ石炭ノ掘採ニ関スル事業ヲ営ムコトヲ目的トスル帝国株式会社ニ関スル件(大正15年勅令第9号)第3条、鉱業法第5条、日本銀行条例第5条、取引所法第11条、東北興行株式会社法案第4条等。

第5条 第3条ノ許可ヲ受ケタル会社(自動車製造会社)ハ政府ノ指定スル期間内ニ其ノ事業ヲ開始スベシ

政府ハ正当ノ事由アリト認ムル場合ニ限り前項ノ期間ノ延長ヲ許可スルコトヲ得

自動車製造会社前2項ノ期間内ニ其ノ事業ヲ開始セザルトキハ第3条ノ許可ハ其ノ効力ヲ失フ

(1) 説明

本条ノ目的ハ2アリ。其ノ1ハ所謂虚業禁止ニシテ、即チ企業ガ許可事業トセラルルノ結果企業ヲ経営シ得ルコトハ一種ノ特権ノ如キ觀ヲ呈スルヲ以テ、自ラ事業ヲ経営スルノ意思ナク単ニ斯ル「権利」ヲ取得センガ為メ許可ヲ申請スル者アルヲ防止セントスルニ在リ。其ノ2ハ許可ヲ受ケタル者ヲシテ予定通ニ事業ヲ進捗セシメ以テ事業ノ確立發展ノ速カナランコトヲ期スルニ在リ。

而シテ指定期間ノ延長ハ直ニ已ムヲ得ザル場合ニ於テノミ之ガ許可ヲ為スベキモノトス(第2項)。尚第3項ノ規定ニ依リ許可ガ失効スルトキハ直ニ之ヲ公告スルモノトス。

(2) 類似立法例

電気事業法第4条、瓦斯事業法第4条、自動車交通事業法第6条及第19条等。

第6条 自動車製造会社ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ第3条ノ許可ヲ受ケタル年及其ノ翌年ヨリ5年間其ノ事業ニ付所得税及営業収益税ヲ免除ス

(1) 説明

本条ハ自動車製造会社ニ対スル助成ノ1方法トシテ其ノ事業ニ対スル所得税及営業収益税ノ免除ヲ為スコトヲ規定シタルモノナリ。所得税法第19条及営業収益税法第8条ニ依レハ勅令ヲ以テ指定スル重要物産ノ製造業ヲ営ム者ニ対シテハ開業ノ年及其ノ翌年ヨリ3年間夫々(所得税)、営業収益税ヲ免除スル旨ノ規定アルモ、自動車製造会社ニ対シテハ前記勅令ノ指定ニ依ラズ本条ニ依リ特ニ免税期間ヲ5年トシ保護ヲ厚クシタリ。蓋シ斯業ノ現状ニ鑑ミ其ノ必要アリト認メタルニ依ルモノナリ。而シテ条文中特ニ「許可ヲ受ケタル年」ト為シ「開業ノ年」ト為サザリシハ自動車製造会社ニシテ本法施行前既ニ事業ヲ開始シタルモノガ其ノ免税セラルル期間ヲ短縮セラレ、為ニ創業ノ努力ヲ為シタルモノノ報イルコトヲ薄クナラシメザル様願慮シタルモノナリ。尚「許可ヲ受ケタル年」トアルハ許可ヲ受ケタル日以後ト解スベキモノトス。

(2) 命令ヲ以テ規定スベキ事項

免税ノ手續及免税ヲ受クベキ事業ノ範囲ニ付規定ス。

(3) 類似立法例

製鉄業奨励法第2条第1項、所得税法第19条、営業収益税法第8条等。

第7条 北海道、府県及市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ前条ノ規定ニ依リ所得税及営業収益税ヲ免除セラレタル自動車製造会社ニハ其ノ免除セラレタル事業ニ対シ又ハ其ノ免税セラレタル事業ニ属スル資本金額、従業者、営業用ノ工作物若ハ物件、使用動力又ハ収入ヲ標準トシテ課税スルコトヲ得ズ

(1) 説明

本条ハ自動車製造会社ニ対シ前条ノ免税期間中ハ地方税ヲ課セザル旨ヲ規定シタルモノナリ。即チ前条ニ依リ所得税及営業収益税ヲ免除セラレタル自動車製造会社ニ対シテハ其ノ免除セラレタル事業ニ対シ又ハ其ノ免除セラレタル事業ニ属スル資本金額、従業者、営業用ノ工作物若ハ物件、使用動力又ハ収入ヲ標準トシテ地方税ヲ課スルコトヲ得ザルモノニシテ、右ニ依リ自動車製造会社ニ対シテハ所得税及営業収益税ノ附加税ハ勿論家屋税、営業税、雑種税(行為ニ対スル課税ヲ除ク)ヲ課シ得ザルコトトナル。但シ前例等ニ鑑ミ地租附加税及雑種税中不動産所得税ノ如キハ賦課セラルルモノナルベシ。尚市町村其ノ他之ニ準ズベキモノトハ町村組合、北海道1級町村及2級町村、島嶼町村ノ如キモノナリ。

(2) 類似立法例

製鉄業奨励法第7条、鋳業法第88条第2項、日本製鉄株式会社法第18条第2項。

第8条 自動車製造会社其ノ事業ノ為ニ必要ナル器具、機械又ハ材料ヲ政府ノ認可ヲ受ケ輸入スルトキハ本法施行ノ日ヨリ5年間命令ノ定ムル所ニ依リ輸入税ヲ免除ス

(1) 説明

本条モ亦自動車製造会社ニ対スル助成施設ニ関スル規定ナリ。

自動車製造事業ハ機械工業中ノ尖端ヲ行クモノノ1ニシテ本事業ニ使用セラルル器具、機械ノ如キハ極メテ優秀ナルモノナルコトヲ必要トスルモノナリ。然ルニ斯ル優秀ナル器具、機械類ハ現在ニ於テニ之ヲ国産ニ求ムル能ハズ又本事業ニ於テ材料トシテ使用スル特殊鋼、薄鉄板ノ如キモ現在本邦ニ其ノ生産少キヲ以テ差当リ之ヲ輸入ニ俟ツノ他ナキヲ以テ、之等器具、機械、材料ノ輸入ニ際シ相当高率ナル関税ヲ支払ハシムルコトトナラバ其ノ負担甚大トナリ生産費ニ影響スル所アルベキニ付之ヲ免税セントスルモノナリ。而シテ輸入税ヲ免除スベキ器具、機械、材料ノ種類ハ別ニ命令ヲ以テ之ヲ定ムルコトトシ、其ノ種類ハ同品ガ国内ニ生産アリヤ否ヤ又生産可能ノ程度等ヲ考慮シ

200 自動車製造事業法逐条説明

テ技術のニ将又経済的ニ見テ外国品ヲ使用スルノ已ムナキモノノミニ限ル予定ナリ。

(2) 命令ヲ以テ規定スベキ事項

輸入税ヲ免除スベキ器具、機械、材料ノ種類並ニ認可、免税及税ノ追徴等ニ関スル手續ヲ規定ス。

(3) 類似立法例

製鉄業奨励法第11条、米穀統制法第9条。

第9条 自動車製造会社ハ事業拡張ノ場合ニ於テ政府ノ認可ヲ受ケ其ノ事業ニ属スル設備ノ費用ニ充ツル為株金全額振込前ト雖モ其ノ資本ヲ増加スルコトヲ得

(1) 説明

本条ハ自動車製造会社ニ対シ増資ニ関スル商法ノ特例ヲ認メ資金調達上ノ便宜ヲ与フル規定ニシテ電気事業法ノ例ニ倣ヒタルモノナリ。蓋シ自動車製造会社ハ其ノ事業ニ大資本ヲ必要トスルヲ以テ我国ニ於テ同事業ヲ急速ニ育成セントスル以上之ニ資金調達上ノ便宜ヲ与フルコトモ亦大ニ考慮セラルベキ所ナリ。

(2) 類似立法例

電気事業法第18条、地方鉄道法第6条、保険業法第19条ノ2

第10条 自動車製造会社ハ政府ノ認可ヲ受ケ其ノ事業ニ属スル設備ノ費用ニ充ツル為商法第200条ノ規定ニ依ル制限ヲ超エテ社債ヲ募集スルコトヲ得但シ社債ノ総額ハ振込ミタル株金額ノ2倍ヲ超ユルコトヲ得ズ

最終ノ貸借対照表ニ依リ会社ニ現存スル財産ガ振込ミタル株金額ニ満タザルトキハ前項ノ規定ヲ適用セズ

第1項ノ規定ニ依リ募集スル社債ニ付テハ工場抵当法ニ依リ会社ノ事業ニ属スルモノヲ抵当ト為スコトヲ要ス但シ特別ノ事情アル場合ニ於テ政府其ノ必要ナシト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

(1) 説明

本条モ前条ト同様自動車製造会社ニ対シ資金調達上ノ便宜ヲ与フル規定ニシテ本条モ亦電気事業法ノ例ニ倣ヒタルモノナリ。即チ本条ハ社債募集限度ニ関シ商法ノ例外ヲ認メ社債総額ガ振込ミタル株金額ノ2倍ヲ超エザル間ハ社債ヲ募集シ得ルコトヲ定メタルモノナリ。

尚本条ハ社債ノ募集限度ニ付テノミ商法ノ例外ヲ為スモノニシテ其ノ他ノ点ニ於テハ総テ商法ノ社債ニ関スル規定ガ適用セラルルモノナリ。而シテ本条第3項ハ本条ニ依ル社債ハ原則トシテ必ズ物上担保付社債タルコトヲ要スルモノト為セルヲ以テ本条ノ社債募集ノ手續其ノ他ニ関シテハ原則トシテ担保付社債信託法ノ規定ガ適用セラルルコトナル。

尚本条ニ依リ社債ヲ募集スルニハ政府ノ認可ヲ必要トスルコト前条ト同ジク、第3項但書ノ「特別ノ事情アル場合」トハ例ヘバ政府ガ社債ニ関シ保証ヲ為シタル場合ノ如キヲ謂フモノトス。

(2) 類似立法例

電気事業法第19条

第11条 自動車又ハ自動車部分品ノ輸入ガ自動車製造事業ノ確立ヲ妨グルノ虞アルトキハ政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ期間ヲ定メ自動車又ハ自動車部分品ノ輸入ヲ制限スルコトヲ得

(1) 説明

本条ハ自動車又ハ自動車部分品ノ輸入制限ニ関スル規定ナリ。即チ本法ハ自動車製造会社ニ対シ前述ノ如ク所得税、営業収益税、輸入税ノ免除等ノ助成ヲ規定シ居レルモ、海外ヨリノ有力ナル競争者アルニモ鑑ミ輸入自動車又ハ自動車部分品ガ本邦ニ於ケル斯業ノ確立ヲ妨グル場合アルコトヲ慮リ、斯ル場合ニ処スル為之等ノ物品ニ対シ政府ニ於テ単行命令ヲ発シ輸入制限ヲ行ヒ得ベキコトヲ

定メタルモノナリ。而シテ輸入制限ノ方法ニハ輸入許可制、輸入割当制等アリ、何レニモ依ルコトヲ得ルモノト解セラル。

尚本条ニ謂フ自動車又ハ自動車部分品ノ範囲ハ広ク解スベキモノニシテ第2条ノ自動車又ハ自動車部分品ノ範囲ニ拘束セラルルコトナシ（右ハ第12条ニ付テモ同様ナリ）。

(2) 其ノ他注意スベキ事項

(イ) 本条ノ輸入制限ヲ行フニ当リテハ自動車製造事業委員会ノ議ヲ経ルコトヲ要ス（第18条）。

(ロ) 本条ニ依ル制限ニ違反シ自動車等ノ輸入ヲ為シタル者ハ5,000円以下ノ罰金ニ処セラル（第20条）。

(3) 類似立法例

米穀統制第7条及第8条、貿易調節及通商擁護ニ関スル法律（昭和9年法律第45号）第1条、染料ノ輸入許可ニ関スル件（大正13年農商務省令第8号）第1条、硫酸アムモニア輸出入許可規則（昭和6,12,8農林商工省令 昭和7,12,6廃止）第2条等。

尚外国ニ於テ自動車等ノ輸入ニ付許可制ヲ採用セル国ニドイツ、スイス、イタリー等アリ、而シテイタリーノ夫レハバーター制ニ基礎ヲ置クモノナリ。尚イタリーハ輸入割当制ヲ採用シ居ルモノノ如シ。

第12条 自動車又ハ自動車部分品ノ輸入ニ因リ其市価ノ低落ヲ来シ自動車製造事業ノ確立ヲ妨グルノ虞アルトキハ政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ関税調査委員会ノ議ヲ経テ期間ヲ定メ自動車又ハ自動車部分品ニ対シ関税定率法別表輸入税表ニ定ムル輸入税ノ外其ノ物品ノ価格ノ5割ニ相当スル金額以下ノ輸入税ヲ課スルコトヲ得

(1) 説明

本条モ亦前条ト同様ノ趣旨ニシテ自動車製造事業ノ確立ガ妨ゲラルル点アリト認ムル場合ニ於テ政府ガ輸入自動車又ハ自動車部分品ニ対シ関税ノ増課ヲ為シ得ル旨ヲ定メタルモノナリ。而シテ特ニ関税ノ増課ヲ為シ得ル場合ヲ自動車等ノ「市価ノ低落ヲ来シ」タル場合ニ限りタルハ本条項ガ関税ノ増課ニ依ル自動車等ノ市価引上ゲヲ目的トスルニ非ザルコト、換言スレバ外国ノ競争者等ガダンピング其ノ他之ニ順ズベキ安価ナル価格ヲ以テ本邦斯業ヲ脅シ来ル場合ヲ防止スルトキニ於テノミ関税ノ増課ヲ為シ得ル趣旨ヲ明ニシタルモノナリ。

而シテ前条ニ於テ輸入制限、本条ニ於テ関税ノ増課ト2ノ保護的規定ヲ設ケタルモ此ノ両規定ハ共ニ必要ニシテ、即チ

(イ) 例ヘバ外国ノダンピングニ対シテハ一応関税ノ増課ヲ以テ對抗シ得ベキモ、必要アレバ輸入ヲ制限シ以テ輸入数量ヲ統制シ得ルノ途アルコト必要ナルト共ニ

(ロ) 単ニ輸入ヲ制限スルノミニテハ（實際上輸入ヲ全然禁止スルコトヲ得ズ、一定数量ノ外国車等ノ輸入ヲ承認スルコトトナルベキヲ以テ）仮令小数量ニテモ外国自動車等ガ価格ヲ引下ゲ競争シ来リ為ニ本邦品ノ市価ノ低落ヲ来シ斯業ノ確立ヲ妨グルコトアルベキヲ以テ此ノ場合関税ノ増課ヲ併セ行フ必要アル場合アルベシ。

尚本条ニ依ル関税ノ増課ハ貿易調節及通商擁護ニ関スル法律（昭和9年法律第45号）ノ例ニ倣ヒ関税調査委員会ノ議ヲ経テ一定期間ヲ限り慎重ニ之ヲ行ハントスルモノナリ。

(2) 類似立法例

関税定率法第4条及第5条ノ2、貿易調節及通商擁護ニ関スル法律（昭和9年法律第45号）第1条、米穀統制法第9条等。

尚外国ニ於テモ行政手段ニ依リ関税ノ増減ヲ認メタル立法例ハ相当アリ。

202 自動車製造事業法逐条説明

第13条 自動車製造会社ハ命令ノ定ムル所ニ依リ事業計画ヲ定メ政府ノ認可ヲ受クベシ之ヲ変更セントスルトキ亦同ジ

政府必要アリト認ムルトキハ事業計画ハ変更ヲ命ズルコトヲ得

(1) 説明

本条ハ自動車製造会社ヨリ1ケ年間ノ事業計画ヲ徴シ其ノ内容ノ適否ヲ審査スルト共ニ、一方国内全般ノ需給関係等ヲ考慮シテ之ガ適否ヲ決定シ以テ自動車等ノ需給ニ関スル国家的統制ヲ図リ真ニ国防ト国民経済トニ寄与センコトヲ期シタルモノニシテ、其ノ当然ノ帰結トシテ事業計画ノ変更ニ付テモ亦認可ヲ受ケシムルコトト為シ、更ニ政府必要アリト認メタル場合ニ於テハ事業計画ノ変更ヲ命ズルコトヲ得ルモノト為シタリ。尚事業計画ノ内容及認可申請ノ手続ハ命令ノ定ムル所ニ依ル。

(2) 命令ヲ以テ規定スベキ事項

(イ) 事業計画ノ内容トシテハ事業計画ノ概要、設備ノ拡張変更又ハ廃止計画、操業計画ノ概要、自動車又ハ自動車部分品ノ組立又ハ製造数量、原材料又ハ部分品ノ購入計画、輸出予定数量、予定販売価格等ヲ記載セシメントス。

(ロ) 認可申請ノ手続

(3) 其ノ他注意スベキ事項

(イ) 本条第1項ノ規定ニ違反シ認可ヲ受ケザル事業計画ヲ実施シタルトキ

(ロ) 事業計画変更ノ命令ニ違反シ事業計画ヲ変更セズシテ之ヲ実施シタルトキニ於テハ自動車製造会社ノ取締役又ハ其ノ職務ヲ行フ監査役ハ8,000円以下ノ罰金ニ処セラル(22条)。

(4) 類似立法例

日本国及ソヴィエト社会主義共和国連邦間ノ条約ニ基ク利権契約ニ依リ北樺太ニ於テ石油又ハ石炭ノ掘採ニ関スル事業ヲ営ムコトヲ目的トスル帝国株式会社ニ関スル件(大正15年勅令第9号)第5条及第6条石油業法第2条等

第14条 自動車製造会社其ノ事業ノ全部又ハ一部ヲ譲渡シ、廃止シ又ハ休止セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受クベシ

自動車製造会社ノ合併又ハ解散ノ決議ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ

(1) 説明

本条ニ於テ事業ノ譲渡、廃止若ハ休止又ハ会社ノ合併若ハ解散ヲ政府ノ許可又ハ認可ヲ要スルコトト為シタルハ自動車製造事業ノ許可ハ国防上並ニ産業上ノ大局の見地ヨリ之ヲ決定シ且事業計画ノ認可制度等ニ依リ其ノ事業ノ合理的の遂行ヲ期シ居ル点等ニ照応スルモノナリ。

而シテ本条第1項ニ於テハ事業ノ譲渡等ニ付許可ヲ効力要件ト為サズ(許可ヲ受ケズシテ譲渡等ヲ為スモ其ノ効力ニハ影響ナク単ニ処罰ヲ為シ得ルニ止マル)、之ニ反シ第2項ニ於テハ会社ノ合併又ハ解散ニ付認可ヲ効力要件ト為シ、兩者其ノ取扱ヲ異ニセル理由ハ会社ノ合併又ハ解散ハ其ノ法人格ノ消滅ニ関スルモノニシテ他ノ場合ヨリモ慎重ヲ期スルノ要アルコト、及合併又ハ解散ニ付認可ヲ効力要件ト為サザルトキハ認可ナキニ拘ラズ法人格ノ消滅ヲ来シ其ノ違反行為ニ対シ処罰ノ途ナキコトニモ由ルモノナリ。

尚本条ニ於ケル事業譲渡ノ許可又ハ会社ノ合併ノ認可ハ単ニ之等ノ行為ヲ容認スルニ止マラズ同時ニ之ニ依リ第3条ノ許可ヲ受ケタル法律上ノ地位ヲ移転スルコトヲ容認スルノ意義ヲ有スルモノト解セラル。

(事業譲渡又ハ会社ノ合併ニ付テハ両当事者連署ヲ以テ之ガ許可又ハ認可ノ申請ヲ為スモノトス) 次ニ第10条第3項ノ規定ニ依リ自動車製造会社ノ事業ニ属スルモノノ全部又ハ一部ヲ以テ設定シタル工場財団ガ競落セラルル場合ニ於テハ、右ノ事業ノ譲渡ニ非ザルヲ以テ第14条第1項ノ許可ヲ必要

トセザルモ、競落人ハ第3条ニ依リ同事業ノ許可ヲ受ケタル者ニ非ザルヲ以テ当然ニハ同事業ヲ経営スルコトヲ得ズ、競落後更メテ第3条ノ許可ヲ申請スベキモノト解ス（比較、電気事業法第25条）。

(2) 命令ヲ以テ規定スベキ事項

許可申請ノ手続ヲ規定スルト共ニ休止ニ付テハ一定期間以上ニ亘ル場合ニノミ許可ヲ要スルモノトスルコト。

(3) 其ノ他注意スベキ事項

許可ヲ受ケズシテ譲渡シタルトキハ其ノ私法上ノ効力ニハ関係ナキモ譲渡シタル会社ノ取締役又ハ其ノ職務ヲ行フ監査役ハ第22条ノ規定ニ依リ1,000円以下ノ罰金ニ処セラレ、譲受人ハ無許可事業者トシテ第20条ノ罰則ノ適用アリ。許可ヲ受ケザル事業ノ廃止又ハ休止ニ付テモ罰則ノ適用アルコト勿論ナリ（第22条）。

(4) 類似立法例

(イ) 第1項ノ例—電気事業法第16条第1項、石油業法第3条、瓦斯事業法第15条及第16条、地方鉄道法第27条第1項等。

(ロ) 第2項ノ例—電気事業法第16条第2項、地方鉄道法第27条第2項、銀行法第14条及第25条、信託業法第14条等。

第15条 政府ハ自動車製造会社ニ対シ業務財産ノ状況ニ関シ報告ヲ為サシムルコトヲ得

政府ハ自動車製造会社ニ対シ業務会計ニ関シ監督上必要ナル命令ヲ発シ又ハ処分ヲ為スコトヲ得
政府監督上必要アリト認ムルトキハ当該官吏ヲシテ自動車製造会社ノ事務所、営業所、工場、倉庫其ノ他ノ場所ニ臨検シ業務若ハ財産ノ状況又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス証票ヲ携帯セシムベシ

(1) 説明

本条ハ最普通ナル監督規定ニシテ自動車製造会社ニ対シ常時事業ノ遂行状態ヲ監督シ以テ事業ノ統制アル合理的の発達ヲ図ラントスルモノナリ。

(2) 其ノ他注意スベキ事項

本条ニ関シテハ第22条第4号、第23条ニ罰則アリ。

第16条 政府公益上必要アリト認ムルトキハ自動車製造会社ニ対シ自動車若ハ自動車部分品ノ販売価格若ハ販売条件ノ変更ヲ命ジ又ハ自動車若ハ自動車部分品ノ需要供給ヲ調節スル為必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

政府公益上必要アリト認ムルトキハ自動車製造会社ニ対シ其ノ設備ノ拡張又ハ改良ヲ命ズルコトヲ得

(1) 説明

本条ハ公益上ノ必要ニ基ク政府ノ自動車製造会社ニ対スル命令権ヲ規定シタルモノナリ。即チ自動車製造事業ハ之ヲ許可事業ト為シ且種々ノ助成方法ヲ講ズルコトニ依リ其ノ健全ナル発達ヲ期スルモノナルガ、其ノ反面ニ於テ事業ノ許可制ニ基因シテ生ズルコトアルベキ独占的の弊害、例之売惜ミ、販売価格ノ不当ナル吊上、消費者即チ需要方面ニ対スル無頓着又ハ自動車製造事業ニ於ケル技術ノ進歩ノ停滞等ヲ矯正防止スル必要アリ。仍テ本条ニ於テ諸般ノ公益上ノ命令権ヲ規定シタルモノナリ。

而シテ本条ニ於テハ公益上必要ナル命令ヲ為シ場合ニ国家ガ之ヲ補償スル旨ノ規定ナキヲ以テ政府ハ右ノ場合補償ノ義務ナキモ、事実上補償ヲ要スルガ如キ命令ヲ為ス場合ニ於テハ予算等ヲ考慮スベキモノト解ス。尚「需給ヲ調節スル為必要ナル事項」トハ例ヘバ自動車ノ供給ガ或ル地域ニ偏在スル場合等ニ於テ他ノ供給不足ナル地域ニ之ヲ配給スベキコトヲ命ズルガ如キヲ謂フ。

204 自動車製造事業法逐条説明

(2) 其ノ他注意スベキ事項

(イ) 本条ノ命令ヲ為スニハ自動車製造事業委員会ノ議ヲ経ルコトヲ要ス。

(ロ) 本条ノ命令ニ違反シタルトキニ関シテハ第21条ニ罰則アリ。

(3) 類似立法例

石油業法第7条, 日本製鉄株式会社法第9条, 電気事業法第17条第2項及第24条, 自動車交通事業法第10条及第29条等。

第17条 政府軍事上必要アリト認ムルトキハ自動車製造会社ニ対シ軍用自動車又ハ其ノ部分品ノ製造, 自動車ニ関スル特殊事項ノ研究又ハ特殊設備ノ施設其ノ他軍事上必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

(1) 説明

本条ハ本法制定ノ趣旨ガ半面ニ於テ国防上ノ目的ニ在スル点ニ鑑ミ自動車製造会社ニ対シ軍事上必要ナル命令ヲ為シ得ル権限ヲ政府ニ留保シタル規定ナリ。

尚本条ニ於テハ軍事上必要ナル事項ヲ命ズル場合国家ガ之ヲ補償スル旨ノ規定ナキヲ以テ政府ハ右ノ場合補償ノ義務ナキモ, 事実上補償ヲ要スルガ如キ事項ヲ命ズル場合ニ於テハ予算等ヲ考慮スベキモノトス。

(2) 其ノ他注意スベキ事項

本条ノ命令ニ違反シタルトキニ関シテハ第21条ニ罰則アリ。

(3) 類似立法例

石油業法第7条(参照同法施行令第7条第2項及第9条), 日本製鉄株式会社法第9条(参照同法施行令第3条), 地方鉄道法第29条等。

第18条 政府第3条ノ許可, 第11条ノ制限又ハ第16条ノ命令ヲ為サントスルトキハ自動車製造事業委員会ノ議ヲ経ベシ自動車製造事業委員会ニ関スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(1) 説明

本条ハ政府ガ第3条ノ許可, 第11条ノ制限又ハ第16条ノ命令ヲ為ス場合ニハ自動車製造事業委員会ノ議ヲ経ベキ旨ヲ規定シタルモノニシテ, 前記事項ハ業界ニ及ボス影響ノ大ナルコト並ニ公益上(国防上並ニ産業上ハ勿論)重大ナル関係アルコトニ鑑ミ特ニ措置ノ慎重ヲ期シタルモノトス。而シテ右委員会ニ関スル規程ハ勅令ヲ以テ定ムルコトトセリ。

(2) 勅令ヲ以テ裁定スベキ事項

(イ) 委員会ノ組織

商工大臣ヲ會長トシ委員ハ関係各庁官吏及学識経験アル者ノ中ヨリ選任シ又他ニ臨時委員会ヲモ置キ得ル様ニ定ムル予定ナリ。

(ロ) 委員会ノ権限

第3条ノ許可, 第11条ノ制限及第16条ノ命令ニ関シテハ本委員会ノ議ヲ経ルコトヲ要スルモノト解シ, 其ノ他ノ自動車製造事業ニ関スル事項ニ関シテモ事宜ニ応ジ本委員会ノ意見ヲ徴スルコトヲ得ベク, 本委員会ハ又自動車製造事業ニ関シ関係各大臣ニ対シ建議ヲ為シ得ル様規定スル予定ナリ。

(3) 類似立法例

石油業法第8条, 日本製鉄株式会社法第12条及第13条, 重要産業ノ統制ニ関スル法律(昭和6年法律第40号)第1条乃至第3条及第5条, 電気事業法第32条等。

第19条 自動車製造会社本法若ハ本法ニ基キテ発スル命令又ハ之ニ基キテ為ス処分ニ違反シ又ハ公益ヲ害スル行為ヲ為シタルトキハ政府ハ其ノ業務ヲ停止シ若ハ制限シ、第3条ノ許可ヲ取消シ又ハ取締役若ハ其ノ職務ヲ行フ監査役ノ解任ヲ為スコトヲ得

(1) 説明

本条ハ自動車製造会社ニ義務違反又ハ公益ヲ害スル行為アリタル場合ニ於テ事業許可ノ取消、業務ノ停止若ハ制限又ハ取締役等ノ解任ヲ為シ得ルノ権限ヲ政府ニ留保シテ其ノ事業ノ円滑厳正ナル遂行ヲ期セントスルモノナリ。蓋シ本法若ハ本法ニ基キテ発スル命令又ハ之ニ基キテ為ス処分ノ違反行為ニ対シテハ夫々ノ罰金アリト雖モ、罰則ノ適用ハ本法ノ本旨ニ非ザルヲ以テ本条ノ如キ規定ヲ設ケテ罰則ト併セテ本法所期ノ目的ヲ達セントスルモノナリ。

(2) 類似立法例

石油業法第9条、瓦斯事業法第20条、地方鉄道法第37条、電気事業法第28条等。

第20条 左ノ各号ノ1ニ該当スル者ハ5,000円以下ノ罰金ニ処ス

- 1 第3条ノ規定ニ違反シ許可ヲ受ケズシテ自動車製造事業ヲ営ミタル者
- 2 第11条ノ規定ニ依ル制限ニ違反シ自動車又ハ自動車部分品ノ輸入ヲ為シタル者
- 3 附則第4項ニ掲グル者ニシテ同項ノ規定ニ依ル範囲ヲ超エテ自動車製造事業ヲ営ミタルモノ
本条以下第25条迄ハ罰則ニシテ要スルニ本法違反行為ニ制裁ヲ加フルコトニ依リ其ノ勵行ヲ期セントスルモノナルヲ以テ説明ヲ省略ス。

第21条 自動車製造会社第16条又ハ第17条ノ命令ニ違反シタルトキハ其ノ取締役又ハ其ノ職務ヲ行フ監査役ヲ3,000円以下ノ罰金ニ処ス

第22条 自動車製造会社左ノ各号ノ1ニ該当スルトキハ其ノ取締役又ハ其ノ職務ヲ行フ監査役ヲ1,000円以下ノ罰金ニ処ス

- 1 第13条第1項ノ規定ニ違反シ認可ヲ受ケザル事業計画ヲ実施シタルトキ
- 2 第13条第2項ノ命令ニ違反シ事業計画ヲ変更セズシテ之ヲ実施シタルトキ
- 3 第14条第1項ノ規定ニ依リ許可ヲ受クベキ事項ヲ許可ヲ受ケズシテ為シタルトキ
- 4 第15条第2項ノ命令ハ処分ニ違反シタルトキ

第23条 左ノ各号ノ1ニ該当スル者ハ500円以下ノ罰金ニ処ス

- 1 第15条第1項ノ規定ニ依ル報告ヲ為サズ又ハ虚偽ノ報告ヲ為シタル者
- 2 第15条第3項ノ規定ニ依ル当該官吏ノ臨時検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シ又ハ其ノ質問ニ対シ答弁ヲ為サズ若ハ虚偽ノ陳述ヲ為シタル者

第24条 自動車製造会社其ノ他ノ自動車ニ関スル営業者ハ其ノ代理人、戸主、家族、雇人其ノ他ノ従業者ガ其ノ業務ニ関シ本法若ハ本法ニ基キテ発スル命令又ハ之ニ基キテ為ス処分ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ処罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第25条 本法又ハ本法ニ基キテ発スル命令ニ依リ適用スベキ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ営業ニ関シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

附 則

附則第 1 項

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

特ニ説明ノ要ナシ（成ルベク速カニ施行スルコトト致度）

附則第 2 項及第 3 項

本法施行ノ際現ニ自動車製造事業ヲ営ム者又ハ事業ヲ承継シタル者ハ本法施行ノ日ヨリ 3 月ヲ限り第 3 条ノ規定ニ拘ラズ其ノ事業ヲ営ムコトヲ得

前項ニ掲グル者前項ノ期間内ニ第 3 条ノ許可ヲ申請シタル場合ニ於テ其ノ申請ニ対スル許可又ハ不許可ノ処分ノ日迄亦前項ニ同ジ

(1) 説明

自動車製造事業ニ付テハ国防上並ニ産業上ノ重大性ヨリシテ特ニ事業経営者ノ資格内容ヲ審査スル必要アリ、之第 3 条ニ事業ノ許可制ヲ規定シタル理由ノ 1 ナリ。本法施行前自動車製造事業ヲ営ミ居リタル者ニ付テモ同様其ノ資格ニ付考慮ヲ払フノ要アルヲ以テ（附則第 4 項ニ依リ一定ノ範囲内ニ於テ既得権ヲ尊重スベキハ兎モ角トシテ）、原則トシテハ本法施行後一定ノ猶予期間ヲ設ケ右期間内ニ前記既存ノ業者ニ其ノ事業ノ許可ヲ申請セシメ、其ノ資格並ニ計画内容ノ適否ヲ審査シタル上其ノ許否ヲ決スベキモノトシ、本 2 項ハ其ノ猶予期間ヲ定メタルモノナリ。

而シテ本法施行ノ際現ニ本法ノ適用ヲ受クベキ程度ノ大量生産ノ自動車製造事業及其ノ具体的着手ノ存スルコトハ明瞭ニ認め得ル所ニシテ、本法ハ昭和 10 年 8 月 9 日以後ニ於ケル事業ノ拡張等ヲ何等禁止シタルモノニ非ザルヲ以テ前記ノ猶予期間内ニ或ハ本法ニ基ク許可ノ申請ヲ為サシメ或ハ又昨年 8 月 9 日ノ現状ニ復帰セシメ以テ違法状態ヲナカラシメントスルモノナリ。

(2) 類似立法例

鉱業法附則第 1 項、倉庫業法附則第 2 項及第 3 項、有価証券割賦販売業法第 23 条、製糸業法第 52 条、肥料取締法附則第 2 項等。

附則第 4 項及第 5 項

昭和 10 年 8 月 9 日以前ニ於テ自動車製造事業ヲ開始シタル者又ハ其ノ事業ヲ承継シタル者ニシテ本法施行ノ際現ニ其ノ事業ヲ営ムモノハ前 2 項ノ期間經過後ト雖モ第 3 条ノ規定ニ拘ラズ命令ノ定ムル所ニ依リ昭和 10 年 8 月 9 日以前ニ於テ営メル事業ノ範囲内ニ於テ其ノ事業ヲ営ムコトヲ得

第 15 条第 1 項第 3 項及第 23 条乃至第 25 条ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ自動車製造事業ヲ営ム者ニ之ヲ準用ス

(1) 説明

事業ノ許可制ヲ採用セル多クノ立法例ニ於テハ其ノ経過規定ニ依リ従来ヨリ当該事業ヲ営ミ居ル者ノ既得權益ヲ無限ニ認容シテ許可ヲ受ケタルモノト看做スカ又ハ其ノ儘自由ニ放任スル場合多シト雖モ、法律ハ又総テ許可ヲ受ケシムル様規定スルコトモアルモノトス。

本法ノ適用ヲ受クベキ程度ノ大量生産事業ハ第 3 条ノ規定ニ依リ許可ヲ受クレバ本法ノ適用下ニ於テ其ノ事業ヲ営ムコトヲ得ベキモ、既存ノ業者中ニハ必ズシモ之ヲ欲セザルザノアルベク、又第 4 条トノ関係上第 3 条ノ許可ヲ受ケ得ザル者モアルベク、之等ノ業者ヲ自由ニ放任スルニ於テハ本法ノ施行ニ依リ事業ノ確立ヲ企画スル未ダ幼稚ナル状態ニ在ル本邦自動車製造事業ノ育成ハ到底之ヲ期待シ得ザル実状ニ鑑ミ、自動車工業国策ノ決定公表セラレタル昭和 10 年 8 月 9 日ヲ境トシテ其ノ以後ニ於ケル事業ノ拡張ヲ認容セザルコトト為シタルモノナリ。

従テ昨年 8 月 9 日以前ノ状態ニ於テハ何人ト雖平穩公然ニ其ノ事業ヲ継続シ得ルモノニシテ適當ニ既得權益ハ認めラレタルモノナリ。

而シテ昨年 8 月 9 日以後ニ於テ事業ヲ開始シ又ハ拡張シタル者ハ既ニ其ノ間ノ事情ヲ知悉シテ之ヲ為シタルモノナレバ、8 月 9 日以後ノ事業ニ関スル權益ハ之ヲ保護スルノ要ナカルベシ。尚「命令

ノ定ムル所ニ依リ」トアルハ右命令ニ依リ「昭和10年8月9日前ニ於テ営メル事業ノ範囲」ノ認定方法ヲ規定セントスルナリ。

第5項ハ前項ニ依リ自動車製造事業ヲ営ム者ニ対スル報告義務等ヲ規定シタルモノナリ。

尚第4項ニ依リ自動車製造事業ヲ営ムコトヲ得ル者ハ単ニ当時ノ範囲ニ於テ事業ヲ営ムコトヲ認メラルルニ止リ当時其ノ儘ノ状態ヲ認メラレタルモノニ非ズ、例之仮令当時外国部分品ノ輸入ヲ為シ国内ニ於テ之ヲ組立テ居リタルモノトスルモ同項ニ依リ外国品ヲ自由ニ輸入スル完全ナル権利ヲバ認メラレタルモノニ非ザルヲ以テ、本法第11条ノ規定ニ依リ部分品ノ輸入ヲ制限セラルルコトアルモ已ムヲ得ザルモノト解ス。

(2) 其ノ他注意スベキ事項

附則第4項ニ掲グル者ガ同項ノ規定ニ依ル範囲ヲ超エテ自動車製造事業ヲ営ミタル場合ニハ第28条ノ罰則ノ適用アリ。

附則第6項、第7項及第8項

本法施行ノ日ヨリ1月以内ニ第3条ノ許可ヲ申請シタル者自動車製造事業ノ為必要ナル器具、機械又ハ材料ヲ政府ノ認可ヲ受ケ輸入スルトキハ本法施行ノ日ヨリ3月間命令ノ定ムル所ニ依リ輸入税ヲ免除ス

前項ノ規定ニ依リ輸入税ノ免除ヲ受ケタル者第3条ノ許可ヲ受ケルニ至ラザルトキハ其ノ輸入税ヲ追徴ス

第6項ノ規定ニ依リ輸入税ノ免除ヲ為ス場合ニ於テハ輸入ノ際税金ニ相当スル担保ヲ提供セシムルコトヲ得

説明

附則6項以下ハ要スルニ自動車製造会社ニ対スル助成規定ニシテ、本法第8条ノ輸入税免除ノ趣旨ヲ拡張シ右会社ガ事業ノ許可ヲ受ケル以前ニ於テ輸入シタル器具、機械、材料ノ輸入税ヲ免除セントスルモノナリ。而シテ本規定ノ如キモノヲ設ケタル所以ノモノハ自動車工業ノ本格的確立ヲ刻下ノ急務ナリト為ス諸般ノ事情ヲ認識シテ本法施行後最迅速ニ事業ヲ開始シ又ハ拡張スル者アルヲ予想シタルニ依ルモノナリ。

尚免税スベキ器具、機械、材料ノ種類、免税並ニ税ノ追徴等ノ手續ニ関シテハ命令ノ定ムル所ニ依リ大体本法第8条ノ例ニ準ジテ規定スルモノトス。

お わ り に

自動車製造事業法案は1931年法律第40条中改正法律委員に付託され、同委員会で4日間（1936年5月12日、14日、15日、18日）審議された。委員会では主として、①国防整備の意味、②大衆車事業を許可制とする意図、③国産車の性能・技術問題、④大量生産の範囲と意味、⑤外国車組立メーカーの活動を抑制する理由とその是非、⑥国産車メーカーへの保護政策、⑦許可会社の数、⑧法律の適用を1935年8月9日の閣議決定日まで遡及する理由、⑨外国車抑制・排斥に伴う自動車供給不足と価格の上昇、⑩自動車製造事業委員会のメンバー構成、などをめぐって質疑応答がなされた⁷⁾。質問委員は全員自動車製造事業法案自体には賛意を表しており、小川商工大臣、岸信介政府委員（商工省工政局長）らの「自動車製造事業法逐条説明」「自動車製造事業法案ニ関スル質問予想事項」「自動車ニ関スル議会説明資料」に基づく答弁を了承した。その結果、1936年5月19日、自動車製造事業法案は、若干の希望条項⁸⁾は付いたが原案通り衆議院を通過し、同23日に貴族院でも可決され、同29日、自動車製造事業法として公布された。

商工省と陸軍省は、1935年8月9日の「自動車工業法要綱」の閣議決定後、自動車製造事業法の許可会社として豊田自動織機製作所と日産自動車の2社を内定していた。しかし、両社の大衆車製造計画の

遅延と日本フォードの新工場建設計画の推移を見守る必要もあって、1936年に入っても、自動車製造事業法の適用対象となる「自動車の範囲」「自動車部品の範囲」「自動車および同部品の生産規模」が定まっていなかった⁹⁾。そこで、商工省は、1936年5月5日、議会での説明、答弁資料として豊田自動織機製作所と日産自動車に「大衆車製造計画書」を、さらに6月には計画が進んでいた豊田自動織機製作所に月産200台、500台、1,500台毎の収支計算・乗用車原価予測・資金計画書を提出させた¹⁰⁾。そして、商工省の「構想」と両社の「計画」のすり合わせを行い、1936年7月6日、自動車の範囲を「内燃機関を原動力とする気筒750cc以上」と定め、自動車部品の範囲を①エンジン機関、②連動機（クラッチ）、③変速装置（トランスミッション）、④差動装置（デフレンション）、⑤専用自動車車体用型付鉄板、⑥台枠（フレーム）・側枠、⑦車輪、の7種類とした。そして、許可会社の生産規模を日産自動車の計画の遅れを考慮して、自動車・自動車部品とも年産3,000台以上とした。

かくして、1936年7月10日、自動車製造事業法施行令・規則が公布されると、豊田自動織機製作所、日産自動車の両社は、7月25日に自動車製造事業法許可会社の申請を行い、9月15日の自動車製造委員会の審議を経て、9月19日、同法の許可会社に指定された¹¹⁾。

注

- 1) 長島 修「戦時日本自動車工業の諸側面——日本フォード・日産自動車の提携交渉を中心として——」*歴史研究「よこはま」*第9号、1996年、カッコ内は長島氏の文章である。ただし、②の（日本フォード）は引用者挿入。
- 2) 呂 寅満「戦時期日本における『大衆車』工業の形成と展開」*『土地制度史学』*第170号、2001年。
- 3) 最も基本的な文献は、日本自動車工業会編・刊『日本自動車工業史稿』第3巻、1969年、日本自動車工業振興会編・刊『日本自動車工業史行政記録集』自動車史料シリーズ（3）、1979年、である。自動車製造事業法の関連法規もこの2書に収録されている。
- 4) これらの史料は通商産業省（現経済産業省）の『商工政策史編纂室資料（小金義照文書）』に所収されている。その一部は上記の長島論文、呂論文、玉置正美「戦時体制下の国家自動車保護政策—『自動車製造事業法』の成立—」*『経済学紀要』*（亜細亜大学、第9号、1974年）、大場四千男『日本自動車産業の成立と自動車製造事業法』（信山社、2001年）で紹介・引用されているが、全文の紹介は今回がはじめてである。
なお、紹介する史料はいずれも縦書きであるが、ここでは横書きに、また、原文の旧漢字は当用漢字、数字はアラビア数字に直している。
- 5) 法政大学産業情報センター紀要『グノーシス』vol. 13、2003年3月刊行予定。
- 6) 第69回帝国議会衆議院、自動車製造事業法案第1読会『官報号外』（1936年5月12日）、152ページ。
- 7) 第69回帝国議会衆議院『昭和6年法律第40号中改正法案（重要産業ノ統制ニ関スル件）委員会議録（速記）』第1回～4回（1936年5月12日～5月18日）。
- 8) 希望条項は以下の4点であった（同上）『委員会議録（速記）』第4回（1936年5月18日）。
 1. 本法ニ於テ助成セントスル製造自動車ノ種類中ニハ電気自動車、デーゼルエンジン自動車、木炭自動車及薪自動車等モ加ハラレタキコト
 1. 本法施行ニ当リテ助成指定ノ自動車製造業者ノ発達ヲ不当ニ促進セシメント因リ強ヒテ経済的不利ナル国産自動車ノ普及ヲ企テ一般自動車及民衆ノ不利ヲ招カザルコト
 1. 本法施行上指定自動車業者ノ助成ニ急ナル為ニ不当ニ自動車及部分品ノ輸入制限ヲ企テ其ノ価格ノ高騰ヲ招来シ一般消費者ノ不利不便ヲ醸成セシメザルコト
 1. 本法ニ於テ助成セントスル自動車製造業者ノ指定基準ハ昭和10年8月9日ノ我が国自動車業ノ実状ヲ基調トスルモノナレバ本法施行ニ当リ助成会社ノ保護ニ偏シ其ノ他ノ自動車業者ノ既得ノ權益ヲ侵害セザルヤウ最善ノ注意ヲ払フコト

- 9) 通商産業省編『商工政策史』第18巻，機械工業（上），1976年，415～416ページ。
- 10) 「自動車工業法案許可申請ニ就テ」（前掲『商工政策史編纂室資料（小金義照文書）』）所収。
なお，同史料の作成者を大場四千男氏は商工省としているが（前掲『日本自動車産業の成立と自動車製造事業法』294-296頁），それは誤まりで同省の依頼で豊田自動織機製作所が作成したものである。
- 11) 自動車製造事業法の公布後，豊田自動織機製作所，日産自動車以外に，東洋工業，自動車工業・東京瓦斯電気工業（共同），国産部分品組合，恩加島鉄工所，寿内燃機が許可を申請したが，いずれも不許可となった（『自動車製造事業許可申請ニ関スル請願』（1936年9月8日），前掲『商工政策史編纂室資料（小金義照文書）』所収）。
- また，自動車製造事業法施行後，日本フォードが，1936年6月9日付で神奈川県工場課に提出した工場設置許可申請書は却下された。

〈付 記〉

本稿の作成に際して，通商産業省出身の本学部松島茂教授から法案の作成から立法にいたるプロセスと，紹介文書の史的価値についてご教示をいただいた。ここに，記して感謝の意を表します。